明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三三一）　二
○民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三三二）　三
○相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行期日を定める政令（三三三）　三
○会社法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三三四）　三
○警察庁組織令等の一部を改正する政令（三三五）　三
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令（三三六）　三
〔府　令〕
○警備業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府七五）　五
○独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同七六）　五
〔規　則〕
○古物営業法施行規則等の一部を改正する規則（国家公安委一二）　五
〔告　示〕
○構造改革特別区域計画を認定した件（内閣府一三七～一四一）　七
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（同一四二～一四七）　七
○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（同一四八～一六四）　八
○金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（金融庁一〇五）　一〇
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務四〇三）　一二
○政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件（同四〇四）　一五
○政党助成法第二十四条第一項の規定による合併に関する届出があったので公表する件（同四〇五）　一五
○政党助成法第二十五条第一項の規定による分割に関する届出があったので公表する件（同四〇六）　一五
○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和三年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件（同四〇七）　一五

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三三一号）（外務省）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第六号）附則ただし書に規定する規定を令和四年一月一日から施行することとした。

◇民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三三二号）（法務省）

民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二四号）の施行期日は令和五年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和六年四月一日とすることとした。

◇相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行期日を定める政令（政令第三三三号）（法務省）

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和三年法律第二五号）の施行期日は、令和五年四月二七日とすることとした。

◇会社法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三三四号）（法務省）

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七〇号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和四年九月一日とすることとした。

◇警察庁組織令等の一部を改正する政令（政令第三三五号）（警察庁）

1　民法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第五九号）の施行に伴い、警察庁組織令（昭和二九年政令第一八〇号）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成一四年政令第二六号）及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二〇年政令第三四六号）について、所要の規定の整理等を行うこととした。（第一条～第三条関係）

2　この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行することとした。

◇農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三三六号）（農林水産省）

1　特定業務を営む特定承継会社について銀行とみなして適用する法令に、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律を追加することとした。（附則第一四条第一項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。